

## 行政処分の公表

弊社、本社営業所は、関東運輸局より以下の処分を受けました。今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

### 記

1. 対象営業所                      本社営業所
2. 事業内容                        一般乗合旅客自動車運送事業
3. 処分の内容                      輸送施設の使用停止（10日間）
4. 違反事実及び適用条項
  - ①運転者の拘束時間に係る遵守違反  
（道路運送法 第27条 第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則 第21条 第1項）
  - ②運行表の記載事項不備。  
（道路運送法 第27条 第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則 第27条 第2項）
  - ③運転者に対する指導監督の一部不適切  
（道路運送法 第27条 第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則 第38条 第1項）
5. 当該処分にに基づき講ずる処置
  - ①運行管理体制の見直しを進め、運転士の労働時間等に関するチェック体制を強化しました。
  - ②運行表に走行距離を記載いたしました。
  - ③指導監督内容に対しての運転士の理解度や課題点（意見・疑問等）を踏まえた、実効性のある運転士安全研修（悉皆）を行いました。
6. 処分を受けた日                令和2年8月25日

以上